

令和6年分 簡易課税・2割特例・売上整理表

(青色申告会様式)

会員番号 _____ 提出先税務署 江戸川北 ・ 江戸川南 ・ _____ 税務署

税務署へ申告する住所：

氏名 _____ 業種 _____

R6年インボイスの登録 なし あり (登録日： 年 月 日) 取止め (年より)

簡易課税の選択 なし (一般課税) あり

令和4年分の課税金額の整理表 (不明な場合にはC欄の合計のみ記載してください)

令和4年分消費税の整理		決算書の金額	Aのうち課税取引にならないもの	課税取引金額 C (A-B)
		A	B	C
課税事業者	消費税 (申告書⑤)の金額			
免税事業者	事業所得			
	不動産所得			
	雑所得 (収入・業務)			
	譲渡所得 (収入・事業用資産)			
	免税事業者合計			

事業区分 (簡易課税を選択されている事業者は裏面のフロチャートより選択してください。(2割特例適用者は本来の事業区分にも)

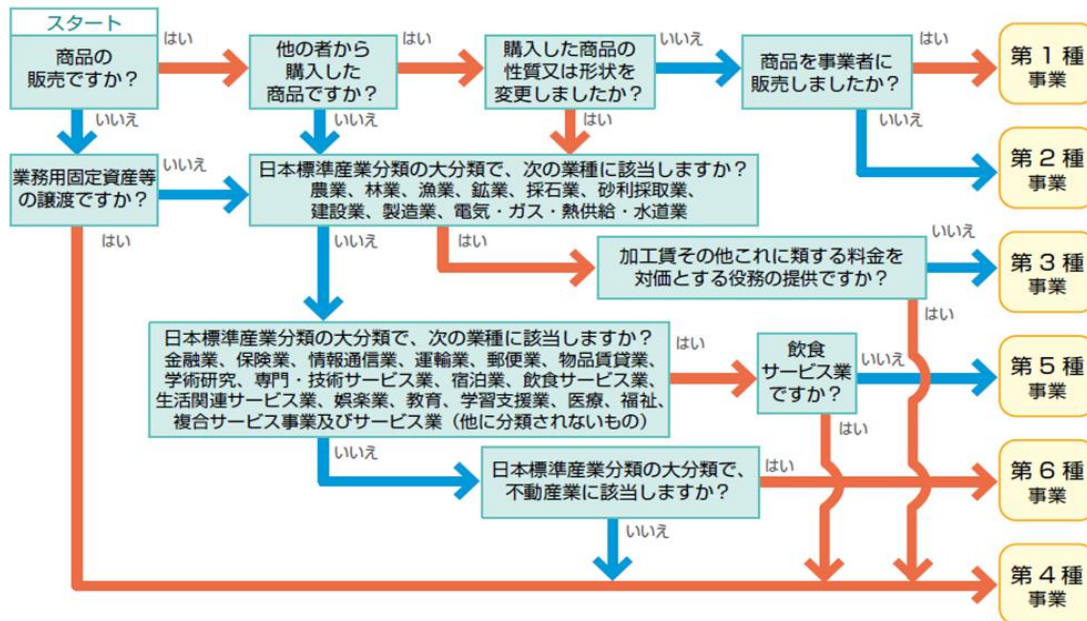
2割 (簡易) (本来の事業区分) **第1種・第2種・第3種・第4種・第5種・第6種**

2割 (一般)

R6年分消費税の整理		決算書の金額	Aのうち課税取引にならないもの	課税取引金額 (A-B)
		A	B	C
事業所得 (収入)				
不動産所得 (収入)			居住用貸付	店舗・駐車場など
雑所得 (収入・業務)				
譲渡所得 (収入・事業用資産)				
合計		A欄の合計	B欄の合計	C欄の合計
事業区分		R6課税取引金額 (C欄の合計を事業区分ごとに記載)	うち軽減税率 8%適用分	うち標準税率 10%適用分
2割特例		C欄の合計		
第1種	①			
第2種	②			
第3種	③			
第4種	④			
第5種	⑤			
第6種	⑥			
合計確認 (⑦=①+②+③+④+⑤+⑥)		⑦ C欄の合計		

事業区分の判定フローチャート

- このフローチャートは、事業区分の判定に当たっての目安です。事業区分については、12ページも参照してください。
- 事業区分の判定は、原則として、取引単位ごと（課税資産の譲渡等ごと）に判定し、それぞれ第1種から第6種までのいずれかに区分します。



事業区分に迷ったら、国税庁 {No.6509簡易課税制度の事業区分} をご覧ください。

消費税の2割特例が適用できるか確認しましょう

詳しくは、国税庁「2割特例（インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置）の概要」をご覧ください。



[図表2] 2年前の課税売上高の考え方

課税売上高とは、消費税が課税される取引の売上高、輸出取引などの免税される売上高、機械や建物など棚卸資産以外の事業用資産の売却代金などをいいます。売上返品、売上値引、売上割戻などがある場合はそれらの金額を除きます。次のとおり、⑦免税事業者のときと①課税事業者のときで、その期間の課税売上高の考え方に違いがあります。

⑦ 免税事業者のときの課税売上高 … 消費税が含まれていませんので、税抜処理をしません。

課税売上高 1,100 万円 → 1,100 万円

① 課税事業者のときの課税売上高 … 消費税が含まれていますので、適用税率ごとに税抜処理をして、その合計を課税売上高とします。

[標準税率 10%適用]	課税売上高 550 万円 × $\frac{100}{110}$ = 500 万円	} 合計 1,200 万円
[軽減税率 8%適用]	課税売上高 756 万円 × $\frac{100}{108}$ = 700 万円	

2年前の年の途中でインボイス発行事業者の登録をして、年の途中から課税事業者になった場合は、⑦と①のそれぞれの期間の課税売上高の合計が1年間の課税売上高になります。